

# 宮古八重山地域森林計画書

計画期間 [ 自 令和5年4月1日  
至 令和15年3月31日 ]

令和4年12月

沖 縄 県



# 目 次

## はじめに

1	森林の果たす役割	1
(1)	森林の有する公益的機能	1
(2)	森林の有する木材等生産機能	2
2	森林・林業・木材産業とSDGs	3
3	森林計画制度について	5
(1)	森林計画制度とは	5
(2)	森林計画制度の体系	5
4	森林の管理・育成の取組方向	7
(1)	森林資源の循環利用に向けて	7
(2)	生活環境の保全に向けて	7
(3)	保健休養の場としての森林	8

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	9
(1)	位置及び区域	9
(2)	自然的条件	9
(3)	社会的、経済的條件	10
(4)	森林・林業の概要	11
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	13
(1)	伐採及び造林の状況	13
(2)	搬出施設の状況	13
(3)	保安施設の状況	13
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	14
(1)	計画編成の基本方針	14
(2)	計画事項の概要	15
(3)	計画達成のための必要な事項	16

## II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	17
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	18
(1)	森林の整備及び保全の目標	18
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	19

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	20
2 その他必要な事項	20
第3 森林の整備に関する事項	21
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	21
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	21
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	22
(3) その他必要な事項	22
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	23
(2) 天然更新に関する指針	24
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	24
(4) その他必要な事項	24
3 間伐及び保育に関する事項	25
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	25
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	25
(3) その他必要な事項	26
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	27
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	27
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	28
(3) その他必要な事項	29
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	30
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	30
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	30
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	30
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	30
(5) 林産物の搬出方法等	30
(6) その他必要な事項	31
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	32
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	32
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	32
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	33
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	33
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	33
(6) その他必要な事項	34

第4	森林の保全に関する事項	35
1	森林の土地の保全に関する事項	35
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	35
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	35
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	36
(4)	その他必要な事項	36
2	保安施設に関する事項	37
(1)	保安林の整備に関する方針	37
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	37
(3)	治山事業の実施に関する方針	37
(4)	特定保安林の整備に関する事項	37
(5)	その他必要な事項	37
3	鳥獣害の防止に関する事項	38
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	38
(2)	その他必要な事項	38
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	39
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	39
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	39
(3)	林野火災の予防の方針	39
(4)	その他必要な事項	39
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	40
(1)	保健機能森林の区域の基準	40
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	40
第6	計画量等	41
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	41
2	間伐面積	41
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	42
4	林道の開設及び拡張に関する計画	42
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	43
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	43
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	47
(3)	実施すべき治山事業の数量	48
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	49
第7	その他必要な事項	50
1	保安林その他制限林の施業方法	50
2	その他必要な事項	53



# はじめに

## 1 森林の果たす役割

### (1) 森林の有する公益的機能

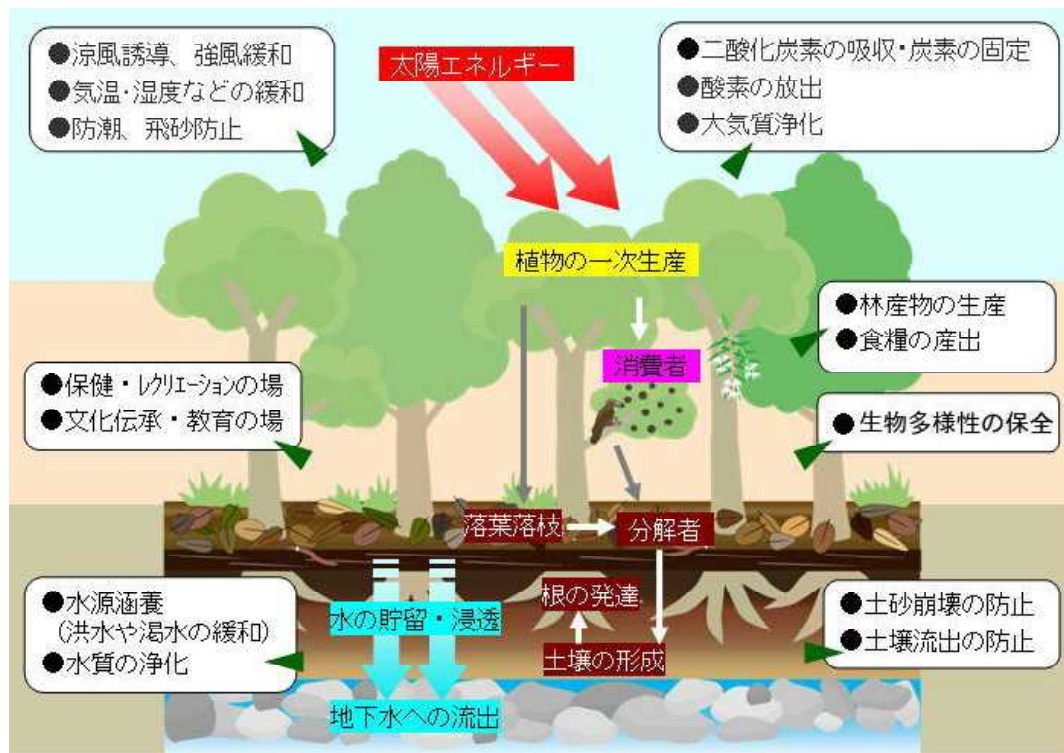
森林は、雨を樹木の葉や枝で受けとめ、表土を覆う植生や落葉落枝は土砂の流出を防ぎ、発達した樹木の根は土砂崩壊を防ぐ（山地災害防止機能/土壌保全機能）とともに、土壌に雨水を一時的に蓄え、徐々に川へ送り出すことで洪水や渇水を緩和（水源涵養機能）しています。

また、森林は、大気の浄化、騒音や潮風・季節風の緩和などを行う（快適環境形成機能）ほか、潤いのある自然環境や歴史的風致を作り出し（文化機能）、身近な自然や、自然とのふれあいの場を提供する（保健・レクリエーション機能）とともに、野生生物のすみ処や餌となり、複雑な食物連鎖をつくり出しています（生物多様性保全機能）。さらに、森林には、木材や山菜、樹実等の林産物を産出する重要な役割（木材等生産機能）と合わせ、成長により炭素の固定（地球環境保全機能）を行っています。

このように、森林は生物を育み、水を蓄えるとともに、国土の保全、生命や財産の保全のほか、私たちの暮らしに必要な様々な恵みを与えています。

人は、森林の恵みを通して生活を営み、安らぎや潤いを感じ、文化を育んできました。森林は、人々の生活にとって切っても切り離せない不可欠な存在です。

森林の有する様々な機能



## (2) 森林の有する木材等生産機能

収穫された木は、県内の多くの産業で資材として活用され、様々な製品に姿を変えて、県民の生活を支えています。県産木材は、土木資材、建築資材だけでなく、食生活を支える菌床きのこ培地、家具工芸品（テーブル、イス、学童机）、伝統工芸品である陶器（やちむん）の燃料、三線や太鼓などの楽器、農業の堆肥、畜産業の畜舎の敷料など、幅広い分野で私たちに多くの恩恵を与えてくれています。

身近な木材利用の例





## 2 森林・林業・木材産業とSDGs

2015（平成27）年に国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』の中で「誰一人として取り残されない」（Leave no one behind）基本理念が示されており、さらに17のゴールと169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals:SDGs（エス・ディー・ジーズ））が示されています。SDGsは世界全体の目標であり、経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的取組となっております。

森林・林業・木材産業とSDGsとの関係としては、森林が有する多面的機能がSDGsの様々な目標達成に貢献するとともに、森林の利用が林業・木材産業を中心にして経済的・社会的な効果を生んでおり、SDGsの様々な目標達成に寄与しています。

具体的に「森林」は、様々な生物を育む森林そのものが目標15「陸の豊かさを守ろう」に貢献しており、持続可能な経営の下にある森林は水を育み（目標6「安全な水とトイレを世界中に」）、豊かな海を作り（目標14「海の豊かさを守ろう」）、二酸化炭素を吸収し気候変動を緩和し（目標13「気候変動に具体的な対策を」）、山地災害の防止にも貢献（目標1「住み続けられるまちづくりを」）しております。

「林業・木材産業」は、持続可能な生産・消費形態の確保（目標12「つくる責任つかう責任」）に直結し、森林施業の低コスト化等の技術革新やプラスチック等の代替に向けて木材を原料とする製品づくりの技術開発は、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に向けた取組みとなります。

また、きのこや木炭などの森の恵みを含め、森林資源を活用する取組は持続的な形の食料生産の取組（目標2「飢餓をゼロに」）や山村地域での雇用の創出（目標8「働きがいも経済成長も」）、地域活性化（目標11「住み続けられるまちづくりを」）に貢献することが期待されます。

森林環境教育・木育（目標4）及び健康増進（目標3）に森林空間を活用する取組は、観光での活用を含め、新たな産業（目標12）による雇用創出（目標8）や都市と農村との交流による地域活性化（目標11）にもつながると期待させます。

適切な管理を行い森林の維持・増進を図ること及び木材等の林産物の供給など林業・木材産業の推進を図ることを目的に策定する地域森林計画については、SDGsの目標の達成に向けて重要な施策であると思慮されます。

我が国の森林の循環利用とSDGs との関係



注1：アイコンの下の文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。  
 2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。  
 3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

### 3 森林計画制度について

#### (1) 森林計画制度とは

森林は、水源の涵養、災害の防止、自然環境及び生活環境の保全、木材等の林産物の供給などの多面的な機能の発揮を通じて国民生活に重要な役割を果たしているほか、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っています。

一方、森林の造成には、極めて長期間を要し、かつ自然環境に大きく依存していることから、無秩序な伐採が行われ一度荒廃してしまうと、その復旧には多大な努力と長期間を要します。また、森林の有する公益的機能の発揮にも重大な影響を及ぼすこととなります。

以上のことから、行政においては、森林・林業に関する長期的・総合的な政策の方向、及び森林整備の目標を策定し、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等に、地域の実情に応じた森林施業の指針等を明らかにする必要があります。

このため、国、都道府県、市町村及び森林所有者等が森林の適切な管理・育成を実施することを目的として、「森林計画制度」が設けられています。

#### (2) 森林計画制度の体系

森林の適切な管理・育成を実施するためには、森林・林業のとりまく環境、森林資源の内容、地域の森林に対するニーズ等を総合的に勘案し、地域ごとの特色を活かしてきめ細かい計画を定めていくことが重要です。

このため、森林計画制度の体系は、効果的な施策を実施するため、国レベルから森林所有者レベルまでといった段階的な体系となっています。

##### ① 全国森林計画（森林法第4条）

農林水産大臣は、全国の森林につき、5年ごとに、15年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

##### ② 地域森林計画（森林法第5条）

都道府県知事は、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとにその計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

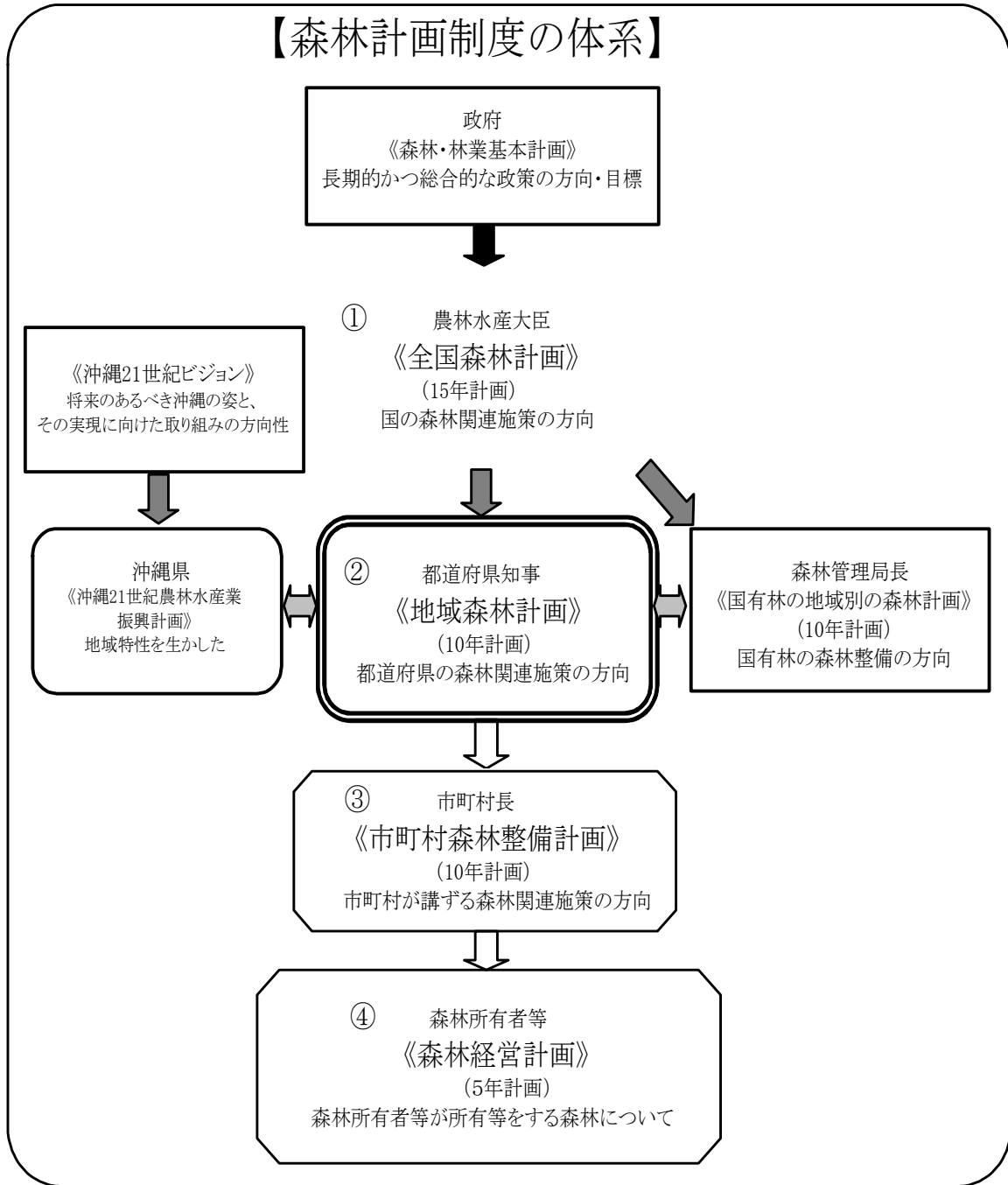
##### ③ 市町村森林整備計画（森林法第10条の5）

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。

##### ④ 森林経営計画（森林法第11条）

森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者は、森林施業及び保護に関する5年間の計画を作成し、市町村の長に計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

# 【森林計画制度の体系】



## 4 森林の管理・育成の取組方向

森林の育成には長期間を要し、一度荒廃すると復旧が容易ではありません。そこで、本計画では、森林の適切な管理・育成の取組方向などを示し、森林の有する多面的機能の高度発揮を目指します。

### (1) 森林資源の循環利用に向けて

本県における豊かな森林資源については、生産性の高い森林から計画的に収穫し、社会生活に必要な家具材や木工材、きのこの菌床、畜舎の敷料等として有効に利用します。

また、収穫後の林地や荒廃した森林には、造林事業等による植林を積極的に実施するなど、森林の公益的機能の維持増進に努めます。



### (2) 生活環境の保全に向けて

森林の持つ水源涵養機能や山地災害防止機能の維持増進を図るため、保安林の指定及び治山事業の実施を計画的に推進します。

具体的には、県民の生命、財産を守るため、治山事業による荒廃地等の復旧工事、林内環境改善のための森林整備及び海岸部における植栽工事等を実施することにより、保安林の機能強化を図り、豪雨や台風等の災害に備えます。

潮害防備保安林（竹富町）



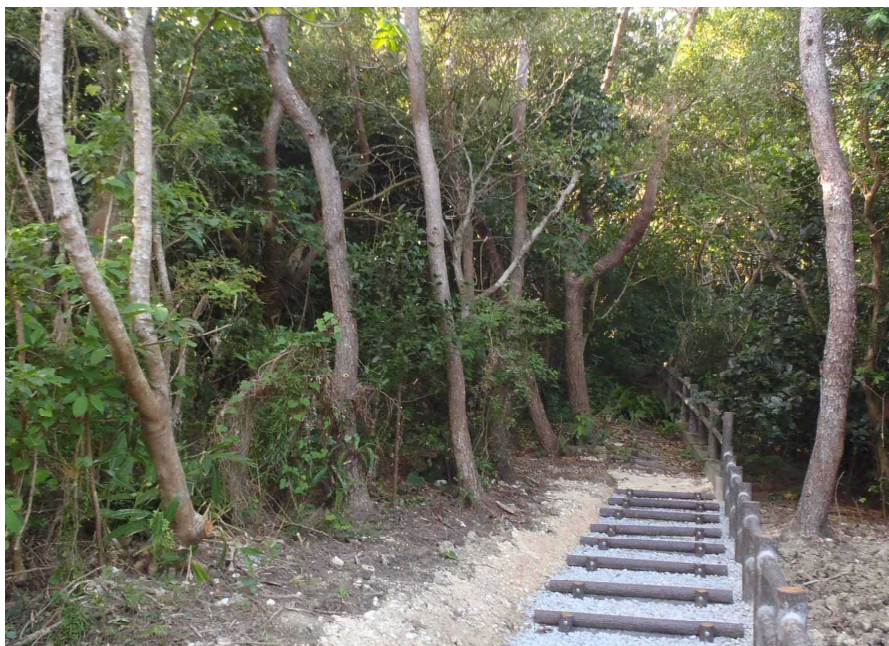
### (3) 保健休養の場としての森林

森林は、野生動植物の生息・生育の場を提供するとともに、美しい景観を創出し人々に憩いとやすらぎのある空間を提供するなど、保健休養の場として重要な役割を果たしています。

本計画区における保健休養の場としては、「宮古島市大野山林」等が挙げられます。

本計画においても、これらの施設等を有効に活用するとともに、保健文化機能の維持増進を図るため、適正な森林整備・管理を実施します。

大野山林（宮古島市）



# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び区域

本計画区は、日本列島の最南西端（北緯24度～26度東経126度～122度）に位置し、いわゆる先島諸島と呼ばれる地域で、沖縄本島からおよそ300km離れた宮古島を中心とする宮古群島（1市1村）と、400km離れた石垣島及び西表島を中心とする八重山群島（1市2町）の大小20余の点在する島々からなり、その総土地面積は、81,835haで県土の36%を占めています。

### (2) 自然的条件

#### ア. 地勢

宮古群島は、すべての島々が低い台地状を形成し、最高地点はンキャフス嶺とナカオ嶺で、いずれも113mです。宮古島は、島の北側に丘陵が見られますが、大部分は北西から南東にかけて平行に走る石灰岩台地や段丘からなり、山地がないため河川の発達はほとんどなく飲料水は地下水を利用しています。海岸線の多くは浸食のため急な崖をなしています。

八重山群島は、比較的山岳が発達している石垣島及び西表島と丘陵又は台地状を形成する島々からなり、石垣島には県下最高峰茂登岳（526m）を中心とする標高300m前後の山々が島の主に北縁を北東方向に走る山地を北東の平久保半島安良岳（366m）、北西には川平半島の川平大岳・前岳（263m）、屋良部岳（217m）、さらに島の中南部にはバンナ岳（230m）、万勢岳（197m）などが並列し、平地は南側に発達しています。西表島は沖縄本島に次ぐ本県第二の島（28,927ha）で、島のほとんどが森林に覆われ中央部には標高400m級の山々が連なり海岸まで迫り平地は多くありません。与那国島は東部に宇良部岳（231m）と西部に久部良岳（195m）を主峰とする山系が東西に走り、これらの丘陵は島の南半分を覆い直接海に面し一般的には急な崖を呈しています。

河川は、これらの山岳地帯を水源として石垣島の宮良川（12.7km）名蔵川（5.7km）西表島の浦内川（17.5km）仲間川（12.0km）などがあります。

#### イ. 地質

宮古群島は琉球石灰岩が大部分を占めていますが、宮古島の一部には大野越粘土層、新第三砂岩等が分布します。石垣島は琉球石灰岩、結晶片岩、花こう岩、名蔵礫層等が複雑に分布しています。西表島と小浜島では、新第三紀砂岩が大部分を占め他に結晶片岩、未固結堆積物等が分布し、周辺離島では琉球石灰岩が大部分を占めます。与那国島は、新第三紀砂岩と琉球石灰岩が大部分を占め、他に未固結堆積物等が分布します。

## ウ. 土壌

宮古群島は暗赤色土壌が大部分を占め、八重山群島は黄色土、赤色土、暗赤色土に大別されるが、大半は黄色土壌です。なお、八重山地域には林木の生育に良好な湿潤性黄色土壌が比較的多く分布します。

## エ. 気象

本地域は亜熱帯海洋性気候で、年間を通じ温度差は極めて小さく月平均気温が20°Cを割るのは、12～3月までの4ヶ月間です。年間の降水量は2,000mm以上に達するものの台風に伴うことが多く偏りがちです。当該地区はアジア季節風帯に属し10月中旬から2月頃までの5ヶ月間は、季節風が強く吹き、さらに初夏から秋にかけては台風が通過する地理的位置にあります。

## (3) 社会的、経済的条件

### ア. 土地利用の現状

本計画区の総土地面積は81,835haで、これは県土面積228,219haの36%を占めています。その内森林面積は40,429haで森林率は49%となり県全体の47%より高い比率です。耕地率は24%で県全体の16%と比べて高いですが、水田は少なく畑の占める割合が高くなっています。宅地・道路等その他の占める割合は26%で県全体の37%より低い状況です。

### イ. 人口の推移

本計画区の人口は、昭和35年の123,781人をピークに過疎化が進み、昭和50年には98,042人と最小値を記録しました。その後徐々に増加傾向を示し、令和2年(国勢調査)には107,244人となり、ピーク時の87%まで回復してきました。なお、本計画区の人口は、県全体の8%と極端に少ない状況です。

### ウ. 産業の概要

本計画区の産業別就業人口の構成比は、第1次産業が13%で県計の5%より高く、第2次産業及び第3次産業が84%で県計93%より低い比率となっております。なお、全就業人口は県全体の9%です。

産業別就業人口の推移は、昭和50年を100とした場合、第1次産業で76%に減少し、なかでも林業が52%に著しく減少しました。逆に第2次、第3次産業は増加しそれぞれ114%と148%を示しています。なお、全体的には微増を示しており安定傾向にあります。本計画区の第1次産業は農業において、肉用牛、さとうきび、豚等の順で生産されています。

第2次産業では、建設業及び製造業（製糖、食品製造等農水産加工業）があり、



第3次産業としては、亜熱帯特有の自然と風物、独特の文化を活かした観光が伸展し、これに伴う卸業・小売業やホテル・民宿等サービス業が盛況を呈しています。

#### エ. その他

本計画区は、宮古島の宮古島市、石垣島の石垣市を中心とした航空、海上及び陸上の交通の拠点として各島々との交通が発達しています。また、国・県道及び市町村道等の道路網は復帰後の公共投資により整備が進んでいます。

### (4) 森林・林業の概要

#### ア. 概況

本計画区の森林は、主に石垣島、西表島及び与那国島に偏在し、宮古島等その他の島々は島を包むような形で海岸線及び内陸部の稜線地帯に線状または塊状に点在しています。また、当該地区は地理的条件等から台風の襲来する割合が高く、森林に対しては総じて木材等生産機能よりも公益的機能（特に防風、防潮等の災害防備）に対する住民の期待が高い地域です。

宮古地域の森林は面積が小さく土壌条件、台風常襲地などの諸条件により干ばつや潮・風害等の被害を受けやすいため、造林事業並びに治山事業による積極的な森林の造成と保全を図っています。

八重山地域においては、拡大造林後45年以上が経過したリュウキュウマツ人工林で利用期に達した林分については積極的な利用を推進するため、木材生産・供給体制の整備及び販路の確保に取り組んでいます。また、森林病虫害等の発生が危惧される過密林分については、間伐等による森林整備を実施しています。

宮古島では地下ダムの建設が進められ、砂川地下ダム、福里地下ダムが完成し、また、石垣島では本県の主要プロジェクトとして実施された国営かんがい排水事業が終了し、これに伴う真栄里ダム、石垣ダム、底原ダム、名蔵ダム、大浦ダムがあり、森林の水源涵養機能に対する期待度が高くなっています。

森林の生活環境保全機能及び保健文化機能に対する要請は、当該地域においても高く生活環境保全林、熱帯植物公園等森林レクリエーションの場として地域住民及び観光客にも親しまれています。

制限林については、保安林のほか史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区の特別保護区となっており、また、平成28年度には西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画の変更が行われました。

#### イ. 森林資源の現況

本計画区の森林は、40,429haで、うち国有林は24,586ha（61%）、民有林は15,843ha（39%）です。なお、国有林は西表島にあって島の85%を占めています。民有林は公有林が12,285ha（78%）で、私有林が3,557ha（22%）です。

また、本計画対象民有林の林種別面積は、人工林2,476ha、天然林12,670ha、その他697haとなり、人工林率は16%で県平均の14%より上回っています。林種別蓄積は、人工林744千 $m^3$ 、天然林1,911千 $m^3$ 、更新困難地23千 $m^3$ で合計では2,678千 $m^3$ となり県全体の27%を占めます。

林相別面積では、針葉樹12%、広葉樹79%、その他無立木地等が9%となっています。

林種別樹種構成は、人工林ではリュウキュウマツ・イヌマキ・モクマオウ・テリハボク、天然林ではイタジイ・リュウキュウマツ・イスノキ・フクギが主体となっています。

人工林の齢級別面積構成は、2齢級以下が3%、3～9齢級が29%、10齢級以上が68%となっています。

#### ウ. 森林組合の状況

本計画区の森林組合は2組合で、宮古地区1市1村を包括する宮古森林組合と、八重山地区の1市2町を包括する八重山森林組合があります。活動状況は、公有林を主体に、造林、保育、樹苗生産、治山事業等を実施し、民有林整備の指導的役割を担っています。また、本地域の森林整備の指導的役割を果たすと同時に担い手育成の主体となっています。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### (1) 伐採及び造林の状況

本計画区の過去5年間の伐採量は、主伐計画量11,400m<sup>3</sup>に対し4,279m<sup>3</sup>（38%）、間伐計画量3,500m<sup>3</sup>に対し3m<sup>3</sup>（0%）であるが、ほとんどは森林外への転用による伐採です。

過去5年間の造林面積は人工造林計画量47haに対して、67ha（143%）であり、その内訳は育成単層林整備で32ha、育成複層林整備で35haです。

天然更新は5ヵ年で49ha計画しましたが実行はありませんでした。

### (2) 搬出施設の状況

本計画区の既設林道は、令和4年度末現在9路線27.6kmで県全体の9%を占めています。林道密度はha当たり1.7mと県平均の4.0mに比べ極めて低い状況です。

なお過去5年間の林道開設は、計画していないことから実行はありませんでした。また、林道拡張についても、計画していないことから実行はありませんでした。

### (3) 保安施設の状況

本計画区の民有保安林は、4,819ha（実面積）で、県全体の37%を占めています。これを種類別に見ると水源涵養<sup>かん</sup>のための保安林が2,058ha、災害防備のための保安林が2,422ha、保健風致のための保安林が339haとなっています。

過去5年間の指定状況は、潮害防備保安林が指定計画81haに対して0.67haです。

また、指定解除は、潮害防備保安林等で2.6haです。

治山事業は過去5年間で、計画量28箇所に対して11箇所（39%）実施しています。

表1 保安林の指定・解除状況

単位 面積：ha

指定	保安林の種類	計画	実績	指定	保安林の種類	計画	実績
	水源かん養保安林	287	0		潮害防備保安林	81	0.67
土砂崩壊防備保安林	24	0	干害防備保安林	37	0		
防風保安林	51	0	保健保安林	87	0		
解除	保安林の種類	計画	実績	解除	保安林の種類	計画	実績
	水源かん養保安林	0	0.03		潮害防備保安林	1.7	1.3
	土砂崩壊防備保安林	0	0		干害防備保安林	0	0.7
	防風保安林	0	0		保健保安林	0	0.2

※1つの箇所に2種類以上の保安林が指定される場所もあるので、種類別の保安林面積の合計とは一致しません。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### (1) 計画編成の基本方針

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即し、また、本計画区の特性に配慮し、令和5年度を始期とする10年間の森林の整備及び保全の目標、その他必要な事項を定めるものです。

計画策定にあたっては、県民が森林の有する多面的機能の恩恵を受けていることを鑑み、その諸機能が高度かつ持続的に発揮されるべく森林の整備・保全が推進されるよう計画内容を定めます。また、そのために長期的な視点に立ち、適正な森林の整備・保全が図られるよう、下記の事柄を目標に掲げます。

#### ア. 適正な森林管理の推進

- (ア) 亜熱帯性気候を生かした森林の整備・保全を図り、また、伐採跡地の確実な更新を確保し、森林資源の持続的な利用を行います。
- (イ) 本計画区は、島しょ地域で、台風・季節風による潮風害等を受け易い地理的環境にあることから、気象災害等に強い森林づくりを行います。
- (ウ) 機能の低下している保安林は、指定目的達成のため必要な森林整備・施設整備を行います。
- (エ) 森林で発生する各種病害虫の適切な防除を実施します。
- (オ) 史跡名勝天然記念物及び自然公園地域等にある森林は、保健文化機能の維持に配慮しつつ、森林の有する多面的機能が高度かつ持続的に発揮されるよう適切な森林整備及び木材資源の有効活用を行います。

#### イ. 森林の有する機能の高度発揮に応じた路網整備と作業システムの導入

森林の有する多面的機能の発揮を始め、効率的な施業、きめ細やかな施業を実施するため、林道・作業道等の路網整備を図るとともに、複層林施業の導入等地域の条件に応じた作業システムの導入に努めます。

#### ウ. 広く県民に開かれた森林の整備・保全及び利用の促進

- (ア) 森林の整備及び保全にあたっては、県民理解の醸成と参画を促すとともに、亜熱帯性気候を生かした森林づくりを促進します。
- (イ) 森林の保健・文化・教育的利用への要請に対応した森林ツーリズム、森林環境教育等を促進します。

#### エ. 地球温暖化防止への貢献

森林による二酸化炭素の吸収、貯蔵を促進するため、人工林にあつては適切な時期に伐採し木材として利用するとともに、天然生林にあつては、貯蔵庫としての機能の観点から、その適切な管理に努めます。また、荒廃地、原野等における造林を推進するとともに、地域材の有効利用に努めます。

## (2) 計画事項の概要

### ア. 森林の整備及び保全に関する事項

森林の有する諸機能を高度に発揮させるために、森林を機能別に区分し、特にその機能が期待される森林については、目標とする森林の構成及び施業の基準等を示します。

### イ. 立木の伐採に関する事項

立木の伐採量は、全国森林計画の計画量と整合性を図りつつ、森林資源の構成状況、過去5年間の伐採実績及び地域の特性を勘案し、主伐27,300m<sup>3</sup>を計画します。

### ウ. 造林に関する事項

人工造林については、未立木地への造林と有用樹種への転換を積極的に推進することとし、104haを計画します。また、諸機能の高度発揮を図るため、天然更新を88ha計画的に推進します。

### エ. 間伐及び保育に関する事項

間伐については、森林の質的向上及び森林の健全化を図るため、本計画区の森林資源の構成状況及び実態等を勘案して9,200m<sup>3</sup>を計画します。

保育については、造林指針に基づき、生育の状況に応じて適期に実施します。

### オ. 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道については、農山村地域における生活環境の改善や都市との交流等のもとより、森林の有する多面的機能の発揮、森林資源の効率的な利用を図るため、自然環境の保全に十分に配慮する必要があります。

### カ. 保安施設に関する事項

保安林の指定については、水源の涵養、山地災害の防止、保健文化・風致の保存等、森林の有する公益的機能の確保を図るため、計画期間内に392haの保安林を指定します。

### キ. 実施すべき治山事業の数量及び主な工種

実施すべき治山事業の数量及び主な工種は山地災害の防止及び防風・防潮機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする地域を対象として35地区で計画します。

### (3) 計画達成のための必要な事項

#### ア. 森林資源の保続培養

森林資源の保続培養と同時に、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林経営計画の作成指導とその実行を確保するとともに、造林事業及び森林病虫害防除事業などを積極的に推進します。

#### イ. 林業生産基盤の整備

林業生産活動の活性化と農山村の振興を図るため、作業路等既設路網の低コスト化に向けた整備に努めます。また、生産性の高い林業経営の育成、協業の助長を通じて、林業所得の向上を図るため生産基盤の拡充、関連施設の整備、林業技術及び経営の改善、林業近代化施設導入等の林業構造改善事業を積極的に推進します。

#### ウ. 林業労働力の確保

林業従事者の長期的な就労や所得の向上を図るため、就労環境の整備や労働安全衛生対策の拡充、技能向上に努めます。

#### エ. 県産材の利用

本計画区は、これまでにリュウキュウマツの拡大造林をはじめ、有用な広葉樹等の造林及び育成天然林整備事業等により森林の整備を図ってきたが、これらの資源は構造材、薪炭材等の供給を通じ、地域経済の振興に大きな役割を担ってきました。今後は増大する森林資源を有効に利用し、森林・林業の再生に取り組んでいきます。

#### オ. 森林の公益的機能の普及啓発

本計画区は森林の有する公益的機能が重視されている地域であり、現況の森林は生活環境の保全形成等に大きく寄与しており、今後ますます社会的要請が高まって来るものと思われることから、生活環境保全及び保健文化機能の強化を図りつつ、これらの森林の保全についての普及啓発に努めます。

また、林地の開発等については、自然環境と調和が図られるよう指導し、豊かな自然環境の保全を図ります。

#### カ. 林業技術の開発と普及

森林の有する木材等生産機能に対する要請に応えるため、試験研究機関等との連携強化を図り、より一層の技術開発を推進します。また、新技術の現地適応化、技術体系の確立、各種森林林業施策の推進による、林業経営の合理化を図ります。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

表 2

単位 面積 : ha

区 分		面 積	備 考
総 数		15,843	
市 町 村 別 内 訳	宮古島市	3,262	
	多良間村	451	
	石垣市	8,803	
	竹富町	2,240	
	与那国町	1,087	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図に示す区域とする。

注2 森林計画図の閲覧場所は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課、沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課及び各市町村役場関係課とする。

注3 単位未満四捨五入のため、必ずしも総数と一致しない。

注4 地域森林計画の対象とする民有林（次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の(1)～(4)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
- (4) 森林法第10条の8第2項の伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

このため、地域の特性及び森林資源の状況、並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、森林を、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

森林の有する機能については、7つの機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害の対策などの森林の保護等に関する取組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮することとします。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及びGISの効果的な活用を図ることとします。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりです。

表3

森林の有する多面的機能	森林の望ましい姿
かん 水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林であって、将来にわたってその状態が維持または強化される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、適宜・適切に森林施業が行われ、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林



## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

表 4

森林の有する多面的機能	森林整備及び保全の基本方針
かん 水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地妨害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に親密な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を促進することとする。</p>
保健・レクリエーション 機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じた樹種の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的 management の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、将来にわたって生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育・間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

※ ただし、森林の区分については、自然的社会的条件からみた個々の森林の利用についての実態、機能の発揮に対する要請、位置関係から見た一体的な森林整備の観点等から判断し、市町村森林整備計画において定めることとします。

- (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等  
 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

表5 計画期間に到達し保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	2,233	2,225
	育成複層林	1,597	1,653
	天然生林	11,316	11,268
森林蓄積		174	180

注 期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のため的人為注1の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の区分ごとに示すこととします。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為注1により成立させ維持される森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層注2を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

③ 天然生林

主として天然力注3を活用することにより成立させ維持される森林注4。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、根株からの萌芽や自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

## 2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、重視すべき機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採に関する事項を定めるものとします。

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように努めることとします。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められます。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

##### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、表6を目安として定めるものとします。

表6

樹種	生産目標	期待径級	主伐時期の目安
リュウキュウマツ	一般材	26cm	45年

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、具体的には、市町村内に生育する主要樹種ごとに表7に示す林齢を基礎として市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めるものとします。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

表7

地 区	樹 種 (年)			
	リュウキュウマツ	イヌマキ	モクマオウ デイゴ	イジュ等広葉樹
石垣市一円、 宮古島市一円、 宮古郡、八重山郡	30	40	25	30

## (3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

## 2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨とし、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況等を勘案して、リュウキュウマツ、イヌマキ等の針葉樹及びテリハボク等の広葉樹を主体に定めるものとします。

また、特定苗木など成長に優れた苗木の確保に努めることとします。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、表8の植栽本数を基準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとします。

表8

樹種	仕立て方	植栽本数(本/ha)
リュウキュウマツ	密仕立て	5,000穴(播種)
イヌマキ	密仕立て	6,000
テリハボクその他	中仕立て	4,400

##### (イ) 人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとします。

###### b 植え付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植付けるものとします。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、主伐後、人工造林による更新を行う箇所については、伐採後原則として2年以内に更新を完了するものとします。

なお、択伐による伐採に係るものについては、5年以内に更新を完了するものとします。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うこととします。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

特に定めないこととします。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針（天然更新補助作業）

萌芽更新については、萌芽の優劣が明らかとなるI齢級初期に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本程度を目安として、萌芽整理を行うことを定めるものとします。

天然更新については、笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うことを定めるものとします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復を図るため、天然更新を行う箇所については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後原則として5年以内に更新を完了するものとします。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、天然力によっては更新が期待できない森林とします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとします。

### (4) その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

計画事項の第2「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、間伐及び保育に関する指針を次のとおり定めます。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法については、市町村森林整備計画において間伐や保育を行う際の規範として定められます。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、表9に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

表9

樹種	施業体系	間伐時期(年)		間伐の方法
		初回	2回	
リュウキュウマツの人工林	ha当たりおおむね2,500本を保残します。	15～20年		間伐指針のとおりとします。
	ha当たりおおむね1,500本を保残します。		25～40年	
イヌマキの人工林	ha当たりおおむね2,000本を保残します。	20年		適切な立木配置に努め形質劣悪木、形質不良木を中心に伐採します。
	ha当たりおおむね1,500本を保残します。		30年	

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、表10に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとします。

#### (ア) 育成単層林

##### a 下刈り及びつる切り

下刈り及びつる切りは、植生の繁茂状況に応じて適正な時期及び回数を選定し行います。下刈りの方法は原則として全刈りとし、潮風害等の予想される場所では条

件を考慮して条刈り・坪刈りを行います。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長への影響を勘案しつつ、保残に努めることとします。

b 除伐

除伐は、育成しようとする樹木の成長を阻害する樹木等を除去し、樹種構成、林齢、樹木等の配置状況及び地形、気象等の立地条件に応じ、適宜行います。

また、目的外樹種であって、その生育状況や利用価値等を勘案し、有用なものは、保残し育成することとします。

c 枝打ち

目標に応じた枝打ちを行います。11～1月を適期とします。

(イ) 育成複層林

樹下植栽等による複層林造成地においては、下刈り及びつる切り、除伐、枝打ちは育成単層林に準じて行い、林内照度が低下し、下層木の健全な育成が阻害されている森林においては、間伐または択伐を実施します。

表10 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施林齢											備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～15	
下刈及びつる切り	全樹種	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△		○：通常予想される実施基準 △：必要に応じて実施する 3年目までは2回、以降は雑草木の伸長の度合いに応じて行う
除伐	イヌマキ											○	
	その他の樹種												適宜行う
枝打ち	全樹種												適宜行う

(3) その他必要な事項

保育・間伐については、森林の質的向上と森林の有する機能の維持・高度発揮及び山地災害等の防止を図るため、林分の健全な保育管理に努めるものとしします。



## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、それぞれの森林が発揮することを期待されている公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域を、公益的機能別施業森林として設定します。

また、林木の生育が良好な森林で地形・地理等から効率的な森林施業が可能である森林を、木材の生産機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林として区域設定します。

公益的機能別施業等の森林の区域及び森林施業の方法は、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して、市町村森林整備計画において定められます。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、計画事項第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に基づき、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、区域を設定することとします。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように設定します。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養機能維持増進森林とします）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺にある森林など、水源涵養機能の高度発揮が求められている森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林とします）

山腹崩壊等により、人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出や土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境形成機能維持増進森林とします）

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林

- (エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健文化機能維持増進森林とします）

観光的に魅力のある自然林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び史跡・名勝の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林

また、特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林及び陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など、生物多様性保全機能が属地的に発揮される森林

## イ 施業の方法に関する指針

- (ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層林の適確な育成）を図りつつ、根系の発達を確保することとします。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域、年平均又は季節的降水量の多い地域、強い雨の降る頻度が高い地域及び大面積の伐採が行われがちな地域においては、伐採面積の規模の縮小を図ることとします。

- (イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

それぞれの区域の機能に応じ、特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とします。それ以外の森林については、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散を図ったうえで長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を実施するなど、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進します。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合はこれを推進します。

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から森林の機能評価区分等を参考に森林の一体性も踏まえつつ設定します。

また、この区域のうち林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件を勘案して、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとします。

#### イ 施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることとします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

### (3) その他必要な事項

公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう、施業方法を定めることとします。また、公益的機能別森林施業の設定にあたっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。

また、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するなど効率的な森林施業への対応を踏まえた整備を推進することとします。

路網の現状は表11に示すとおりです。

表11

区分	路線数	延長 (km)
基幹路網	9	27.6
うち林業専用道	-	-

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

自然環境保全への配慮及び森林の利用形態等を踏まえ、森林施業の効率を向上させるため、地域条件に応じた規格・構造の路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムに取り組むものとします。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

森林施業を推進することが望ましいものの、既設路網が少なく、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域を、路網整備等推進区域として設定することとします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、自然環境保全に配慮した適切な規格・構造の路網を開設することとします。

### (5) 林産物の搬出方法等

#### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

森林には、既存の林道や森林作業道等の路網が多く整備されていることから、既存の路網が存在する箇所においてはそれを最大限に活用して森林施業を行います。その際、林内作業車の移動に新たな森林作業道が必要となる場合には、地形起伏に沿った最小限の森林作業道となるよう努めます。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進及び林産物の流通加工体制の整備等生産、流通及び加工における条件整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

#### イ 森林組合等による森林施業受委託の促進

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域にあっては、森林組合等による施業の受委託を促進するものとします。特に不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとします。

#### ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、市町村、宮古・八重山農林水産振興センター（林業普及指導員）、森林組合等地域に密着した機関による森林所有者等に対する指導活動を強化するものとします。

### (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、ICTを活用した生産管理手法の導入、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤や経営力の強化等を推進するなど、林業事業体の体質強化を図るものとします。

#### イ 林業従事者の養成・確保

林業労働に係る雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、農山村の生活基盤の整備等に努めるものとします。また、林業従事者に対する技術研修等を実施し、優秀な人材の確保に努めるものとします。さらに、林業労働力確保支援センターにより、新たに林業に就業しようとする者に対して就業の支援を行うものとします。

#### ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとします。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう複合経営の導入や生活環境の改善等に努めるものとします。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械の導入及びその効率的な利用に取り組むものとします。

### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 生産・加工・流通体制の整備

生産・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立を推進し、木材等の加工を効率的に行うための施設整備等を促進するものとします。

流通体制の整備については、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材・木材製品を安定的に供給し得る流通システムの確立を図り、良質な木材等の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になられたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された

木材・木製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

イ 特用林産物の生産の振興

良質で安全な特用林産物の供給、需給動向に対応した安定供給体制の整備及び消費者の視点を重視した情報提供による需要の拡大に向けて取り組むこととします。

(6) その他必要な事項

生活環境施設の整備に努めるものとします。



## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

また、土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、潮風害防備に重要な役割を果たしている森林、並びに良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表12 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区			
総数		5,650		
宮古島市	下地字上地	12	土砂の流出及び崩壊の防止、水源涵養等の維持向上のため、適切な管理及び施業を行い、また山地災害防止機能等を高度に発揮させるため、保安林については指定施業要件等に従った施業を行い、林地の保全に充分留意する。	干害防備
	上野字野原	3		
石垣市	登野城、大川、石垣、名蔵、桴海、川平、平得、真栄里、大浜、宮良、白保、桃里、伊原間、平久保、野底	5,301		水源涵養 土砂流出防備 潮害防備 保健 風致
与那国町	与那国	334		干害防備 保健

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他土地の形質変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう充分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行います。

土地の形質の変更を行うにあたっては、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとします。さらに、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得ることに配慮するものとします。

### (4) その他必要な事項

局所的に土砂の流出及び崩壊等のおそれのある林分については、地表の損傷を極力行わないよう、土地の保全に努めるものとします。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、計画事項第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進します。

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、森林の種類別の計画期末面積、計画期間内における保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」のとおり定めます。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、計画事項の第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を防災・減災の考え方に立って実施することとします。

具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工、海岸防災林の整備・保全など、治山事業（保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業）の実施について計画的に推進することとし、計画量は「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」とします。

なお、その際、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備について関係機関と連携した取組を推進することとします。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

### (5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

深刻な森林被害をもたらす野生鳥獣に関して各方針を定めることとします。野生鳥獣による被害がある森林、または、被害発生のおそれがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとします。なお、具体的な区域や鳥獣害の防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとします。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

#### (2) その他必要な事項

##### ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

本県は温暖な気候のため、多種の昆虫が生息し、台風や干ばつの影響も相まって、森林病虫害被害の発生しやすい環境にあります。

森林病虫害の防除については、被害の早期発見及び早期駆除を図るために適切な森林の巡視に努めるなど、被害の終息に向けて、総合的な対策を推進します。

特に、八重山地域でイヌマキ造林地に甚大な被害を与えているキオビエダシヤクについては、適切な駆除を行いその徹底防止に努めます。

### (2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

野生鳥獣による森林被害(3(1)アで定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害)については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視を行うとともに、入林者や地域住民に対して啓発活動を計画的に実施します。

また、森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

### (4) その他必要な事項

該当なし

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林をいい、市町村森林整備計画の樹立にあたっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定します。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補い、択伐施業や育成天然林施業等の多様な施業を積極的に実施します。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、除伐等の保育を積極的に行います。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、多様な施設整備を行うものとします。

また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高。）を定めるものとします。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意します。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：百m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	365	113	252	273	58	215	92	55	37	
前半5ヵ年の計画量	143	40	103	110	20	90	33	20	13	
市町村別内訳	宮古島市	48	19	29	22	7	15	26	12	14
	多良間村	10	1	9	4	1	3	6	0	6
	石垣市	249	79	170	205	44	161	44	35	9
	竹富町	37	5	32	31	5	26	6	0	6
	与那国町	21	8	13	11	1	10	10	7	3

### 2 間伐面積（参考）

単位 面積：ha

区分	間伐面積	
総数	268	
前半5ヵ年の計画量	119	
市町村別内訳	宮古島市	79
	多良間村	18
	石垣市	125
	竹富町	19
	与那国町	27

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新	
総数	104	88	
前半5ヵ年の計画量	47	45	
市町村別内訳	宮古島市	8	7
	多良間村	2	2
	石垣市	70	60
	竹富町	17	13
	与那国町	7	6

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域	前半5ヵ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設			-	-	-	-			
拡張			-	-	-	-			



## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5ヵ年の	備考
		計画量	
総数（実面積）	5,601	5,280	
水源涵養のための保安林	2,282	2,211	
災害防備のための保安林	2,807	2,644	
保健、風致の保存等のための保安林	956	873	

注 面積は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		前半5か年の計画量		
指定	水源かん養保安林	石垣市	浮海	60.33	30.17	水源涵養を図るために指定する。	
			川平	163.20	81.60		
			小計	223.53	111.77		
		計	223.53	111.77			
	土砂崩壊防備保安林	宮古島市	平良字大神	2.00	1.00	土砂の崩壊防備を図るために指定する。	
			城辺字長間	17.80	8.90		
			城辺字長間	2.80	1.40		
			城辺字長間	14.60	7.30		
			城辺字比嘉	6.00	3.00		
			城辺字比嘉	4.00	2.00		
			小計	47.20	23.60		
	計	47.20	23.60				
	防風保安林	宮古島市	平良字島尻	4.20	2.10	風害の防止を図るために指定する。	
			平良字狩俣	8.60	4.30		
			平良字大浦	9.70	4.85		
			平良字島尻	7.50	3.75		
			平良字西仲宗根	5.20	2.60		
			平良字西仲宗根	5.20	2.60		
			平良字大浦	4.60	2.30		
			平良字大浦	1.70	0.85		
城辺字長間			4.50	2.25			
城辺字比嘉			5.00	2.50			
城辺字下里添			14.70	7.35			
城辺字下里添			15.00	7.50			
城辺字西里添			17.00	8.50			
小計	102.90	51.45					
計	102.90	51.45					

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5か年の 計画量		
指定	潮害防備保安林	宮古島市	平良字島尻	1.75	0.88	潮害の防止を図るために 指定する。	
			平良字狩俣	2.23	1.11		
			平良字狩俣	3.61	1.81		
			平良字狩俣	1.55	0.77		
			平良字狩俣	1.27	0.64		
			平良字前里	2.54	1.27		
			平良字東仲宗根添	9.59	4.79		
			平良字東仲宗根添	8.87	4.44		
			平良字東仲宗根添	1.53	0.76		
			城辺字比嘉	6.40	3.20		
			小計	39.34	19.67		
		多良間村	塩川	3.76	1.88		
			小計	3.76	1.88		
		石垣市	桃里	8.97	4.49		
			平久保	38.36	19.18		
			石垣	4.06	2.03		
			川平	3.12	1.56		
			桃里	4.43	2.22		
			崎枝	8.16	4.08		
			白保	16.60	8.30		
			新川	0.82	0.41		
		小計	84.52	42.26			
		竹富町	小浜	10.64	5.32		
			波照間	23.80	11.90		
			小計	34.44	17.22		
		計		162.06	81.03		

指定／ 解除	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市 町 村	区 域		前半5か年の 計画量		
指定	干害防備保安林	石垣市	桴海	30.39	15.20	干害の防止を図るために 指定する。	
			平久保	17.80	8.90		
			川平	26.45	13.22		
			小計	74.64	37.32		
		計	74.64	37.32			
	保健保安林	宮古島市	平良字東仲宗根添	9.80	4.90	県民の保健休養の場の提 供を目的として指定する	
			平良字野田原	12.60	6.30		
			小計	22.40	11.20		
		多良間村	塩川	8.00	4.00		
			塩川	9.00	4.50		
			小計	17.00	8.50		
		石垣市	登野城	53.00	26.50		
			野底	78.60	39.30		
			小計	131.60	65.80		
		竹富町	竹富	3.00	1.50		
小計	3.00		1.50				
計	174.00	87.00					
合計		784.33	392.17				
解除	潮害防備保安林	宮古島市	平良字前里前南	0.43	0.22	指定期限の消滅	
			平良字前里川上	0.20	0.10		
			平良字前里スケ浜	0.18	0.09		
			小計	0.81	0.41		
			舟着原	0.41	0.20		
			大浜	0.68	0.34		
			大浜	0.08	0.04		
			真栄里	0.71	0.36		
	竹富町	小浜	0.43	0.21			
		小計	0.43	0.21			
	計	3.12	1.56				
	防風保安林	石垣市	盛山牧那真	0.59	0.30	指定期限の消滅	
			白保	0.42	0.21		
			小計	1.01	0.51		
計		1.01	0.51				
合計		4.13	2.07				

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	-				
災害防備のための保安林	-				
保健・風致の保存のための保安林	-				

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
宮古島市	平良狩俣	1		森林整備	
宮古島市	平良荷川取	1	1	森林整備	
宮古島市	平良西仲宗根添	1		森林整備	
宮古島市	下地川満	1		森林整備	
宮古島市	下地与那覇	1	1	森林整備	
宮古島市	下地来間	1		森林整備	
宮古島市	城辺長間	1		森林整備	
宮古島市	城辺新城	1	1	森林整備	
宮古島市	城辺比嘉	1	1	森林整備	
宮古島市	城辺保良	1		森林整備	
宮古島市	城辺友利	1		森林整備	
宮古島市	上野宮国	1		森林整備	
宮古島市	上野新里	1	1	森林整備	
宮古島市	伊良部前里添	1		森林整備	
宮古島市	伊良部池間添	1		森林整備	
宮古島市	伊良部佐和田	1		森林整備	
宮古島市	伊良部伊良部	1	1	森林整備	
宮古島市	伊良部国仲	1		森林整備	
宮古島市	伊良部長浜	1		森林整備	
多良間村	仲筋	1		森林整備	
多良間村	塩川	1		森林整備	
小計		21	6		

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
石垣市	石垣	1		森林整備	
石垣市	新川	1		森林整備	
石垣市	宮良	1		森林整備	
石垣市	白保	1	2	森林整備	
石垣市	真栄里	1		森林整備	
石垣市	川平	1		森林整備	
石垣市	平久保	1		森林整備	
石垣市	伊野田	1		森林整備	
石垣市	崎枝	1		森林整備	
石垣市	大浜	1		森林整備	
石垣市	伊原間	1		森林整備	
石垣市	野底	1		森林整備	
竹富町	竹富	1		森林整備	
竹富町	黒島	1	1	森林整備	
小計		14	3		
合計		35	9		

## 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

該当なし

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

(K:皆伐、T:択伐、N:禁伐) 単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	石垣市	伊原間、野底、大浜、真栄里、平得、名蔵、登野城、川平、桴海、宮良、白保、桃里、大川、平久保	2032.90	K 1506.33 N 526.57	詳細については指定施業要件保安林付属明細書による。	一部、土砂流出防備と重複
	与那国町	宇良部	24.79	K 24.79		
計			2057.69			
土砂流出防備保安林	石垣市	名蔵、川平、石垣、崎枝、桃里、桴海	231.09	T 208.29 N 22.80	同上	一部、水源涵養と重複
計			231.09			
防風保安林	宮古島市	平良字狩俣、平良字島尻、平良字東仲宗根添、平良字松原、平良字下里、平良字東仲宗根、平良字西仲宗根	157.40	T 157.40	同上	
		城辺字福里、城辺字比嘉、城辺字西里添、城辺字下里添	152.17	T 152.17		
		上野字野原	6.48	T 6.48		
		伊良部字池間添	14.21	T 14.21		
	多良間村	塩川	4.97	T 4.97		
	石垣市	白保	10.84	N 1.98 T 8.86		
	与那国町	与那国	26.20	T 26.20		
計			372.27			
潮害防備保安林	宮古島市	平良字狩俣、平良字池間、平良字久貝、平良字松原、平良荷川取、平良字西原、平良字下里、平良市字島尻、平良市字大浦	123.57	N 0.68 T 4.18	同上	
		城辺字保良、城辺字新城、城辺字福里、城辺字比嘉	145.90	T 145.90		
		下地字上地、下地字与那覇、下地字洲鎌	100.54	T 100.54		
		伊良部字佐和田、伊良部字前里添	192.77	T 192.7705		
	多良間村	塩川、仲筋	282.12	T 282.1153		
	石垣市	新川、崎枝、川平、白保、桃里、伊原間	214.46	K 20.63 T 177.73 N 16.10		
	竹富町	小浜、黒島、南風見	383.27	T 246.64 N 136.63		
	与那国町	与那国	42.50	T 3.8 N 38.70		
計			1485.13			



種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
干害防備 保安林	宮古島市	平良字西仲宗根、 平良字東仲宗根	120.71	K 120.7143	詳細については指定施業要件保安林付属明細書による。	
		下地字上池、 下地字嘉手苺	27.20	T 27.2003		
		上野字野原	4.11	T 4.1125		
	竹富町	小浜	14.75	N 14.75		
	与那国町	与那国	3.77	T 3.7686		
計			170.55			
保健保安林	宮古島市	平良字西仲宗根、 平良字東仲宗根、 東仲宗根添	130.06	K 120.7143 T 9.3442	同上	一部、 水源涵養、 干害防備 と重複
		城辺字西里添、 城辺字比嘉、 城辺字福里	30.60	T 30.60		
		下地字与那覇、 下地字来間、 下地字川満、 下地字嘉手苺	43.95	T 43.9456		
		上野字宮国	10.49	T 10.487		
	石垣市	登野城、大川、 石垣、名蔵、大浜	107.06	T 107.06		
	竹富町	小浜	12.56	T 12.56		
	与那国町	与那国	26.20	T 26.2		
計			360.92			
風致保安林	石垣市	川平、桴海、名蔵	354.14	N 354.1364	同上	一部、 干害防備、 保健 と重複
計			354.14			
国立公園 特別保護区	石垣市	桴海、平得、真栄里、 大浜、宮良	555.45	禁伐とする。		水源涵養、 風致 と重複
計			555.45			
国立公園 第一種 特別地域	石垣市	石垣、名蔵、 桴海、川平、 大浜、宮良、 野底	631.50	1 この地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。  単木択伐は次の規定により行う。 ア 伐採齢は、標準伐採齢に見合う年齢10年を加えて決定する。 ただし、立竹はこの限りでない。  イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。		水源涵養、 土砂流出防備、 潮害防備、 風致 と重複
	竹富町	西表、崎山	558.37			
計			1189.87			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法		
				伐採方法	その他	
国立公園 第二種 特別地域	石垣市	登野城、石垣、新川、 名蔵、崎枝、桴海、 川平、大浜、宮良、 白保、桃里、伊原間、 平久保、野底	1096.23	1 森林の施業は択伐による。 ただし、風致の維持に 支障の内場合に限り皆 伐法を行うことができる。 2 伐採齢は、標準伐期 齢以上とする。 3 択伐率は、現在蓄積 の30%以内とする。 4 皆伐による場合は、 次のとおりとする。 ア 伐区的面積は、2ha 以内とする。 ただし、疎密度3より 多く保存木を残す場 合、または主要な公園 利用地点から望見され ない場合は、この限りで ない。		水源涵養、 土砂流出防備、 潮害防備、 風致 と重複
	竹富町	南風見、高那、 上原、西表	697.58	イ 伐区は、更新後5年 以上経過しなければ連 続して設定することはで きない。		潮害防備 と重複
計			1793.81			
国立公園 第三種 特別地域	石垣市	登野城、名蔵、崎枝、 桴海、川平、平得、 真栄里、大浜、宮良、 白保、桃里、伊原間、 平久保、野底	3101.76	一般的な風致の維持を 考慮して施業を行う。		水源涵養、 土砂流出防備、 潮害防備、 風致 と重複
	竹富町	古見	3.55			
計			3105.31			
県立公園 第一種 特別地域	宮古島市	伊良部字伊良部、 伊良部字仲地、 伊良部字国仲、 伊良部字長浜、 伊良部字佐和田	58.97	この地域の森林の施業 は国立公園第一種特 別地域と同じ		宮古島市 防風と重複  多良間村 潮害防備 と重複
	多良間村	仲筋、塩川	3.3			
計			62.27			
県立公園 第二種 特別地域	宮古島市	伊良部字佐和田、 伊良部字前里添、 伊良部字池間添	60.63	この地域の森林の施業 は国立公園第二特別 地域と同じ		宮古島市 潮害防備、 保健と重複  多良間村 潮害防備 と重複
	多良間村	仲筋、塩川、水納	276.54			
計			337.17			
県立公園 第三種 特別地域	宮古島市	伊良部字伊良部、 伊良部字仲地、 伊良部字国仲、 伊良部字長浜、 伊良部字佐和田、 伊良部字前里添、 伊良部字池間添	375.70	この地域の森林の施業 は国立公園第三種特 別地域と同じ		宮古島市 防風、 潮害防備、 保健と重複
計			375.70			

史跡名勝 天然記念物	宮古島市	伊良部字国仲、 伊良部字佐和田	16.82	禁伐とする。 ただし、林業経営上 必要な場合は、伐採種 を定めない。	石垣市 水源涵養、 潮害防備、 風致と重複  竹富町 潮害防備 と重複
	石垣市	桴海、川平、大浜、 宮良、平久保、 名蔵、登野城、 平得、真栄里	1662.37		
	竹富町	竹富、南風見、古見	27.59		
計			1706.78		
県自然環境 保全地域特 別地区	与那国町	与那国	8.05	原則として禁伐とする。	干害防備、 保健 と重複
計			8.05		
鳥獣保護区 特別保護 地区	石垣市	名蔵	31.81	この地域の森林は伐採 種を定めない。	干害防備 と重複
	与那国町	与那国	58.55		
計			90.36		

## 2 その他必要な事項

該当なし

---

---

## 宮古八重山地域森林計画書

計画期間 令和5年4月1日～令和15年3月31日  
発行 沖縄県農林水産部森林管理課  
〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL 098-866-2295 FAX 098-868-0700

---

---